

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (定義)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。ただし、職員としての給与は含まない。また、費用弁償とは明確に区分されるものとする。

(3)費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人東光会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

### (公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### 附則

この規程は平成29年12月25日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年 4月 1日適用する。